

人員基準	従業者	医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うため必要な数 ※ 医師が健康管理や相談、基本的診療等のために、事業所に原則毎月1 回以上の勤務を行っていることを要する	
		看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上	
		理学療法士、 作業療法士 又は言語聴覚士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、 生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数	
		生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上（ 1人以上は常勤 ）	
			※ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、 ①～③に掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①～③に掲げる数	
			① 平均障害支援区分が 4未満	利用者数を 6 で除した数以上
			② 平均障害支援区分が 4以上5未満	利用者数を 5 で除した数以上
		③ 平均障害支援区分が 5以上	利用者数を 3 で除した数以上	
	サービス管理 責任者	利用者数が 60 人以下	1人以上	
		利用者数が 61 人以上	1人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上	
※ 1人以上は常勤				
管理者	原則として管理業務に従事するもの（ 管理業務に支障がない場合は 他の職務の兼務可 ）			

設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
	相談室	間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
	多目的室その他運営に必要な設備	—